

「地方税の税制優遇」検討における 基本的考え方（素案）

令和6年(2024年)7月29日

北海道経済部ゼロカーボン推進局

札幌市グリーントランスフォーメーション推進室

- 1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について**
- 2 税制優遇の効果について**
- 3 税制優遇の検討内容について**
 - (1) GX産業集積（対象事業、事業者）**
 - (2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）**
 - (3) 税目・税率・優遇期間**
 - (4) 制度の実施期間**

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 税制優遇の検討内容について

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

(3) 税目・税率・優遇期間

(4) 制度の実施期間

1. これまでの経過と特区制度の概要

(1) これまでの主な経過

- 令和5年12月 政府は「資産運用立国実現プラン」において、「金融・資産運用特区」の創設に向けて、関心を有する自治体を募ることを公表
- 令和6年 1月 特区に関する提案募集を開始
- 令和6年 1月 国に「北海道・札幌『GX金融・資産運用特区』」を提案。その後、提案内容のうちGXに関する項目を全道域に拡大
- 令和6年 5月 金融・資産運用特区の実現に向けた総理と4都市首長との意見交換
- 令和6年 6月 北海道が金融・資産運用特区として決定、併せて、国家戦略特別区域に指定

(2) 金融・資産運用特区の概要

- 「金融・資産運用特区」（※1）は、国内・海外の金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて海外の投資資金も取り込み、スタートアップなどの成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携しつつ、金融・ビジネス・生活環境関連の規制改革や英語対応等の行政サービスの充実など必要な支援を実施し、金融・資産運用サービスの集積・拡充と成長分野の発展を目指すもの。
- 主に金融・資産運用サービスの集積・拡充に資するビジネス・生活環境の整備に係る規制特例措置について、国家戦略特区制度（※2）を活用

※1 金融・資産運用特区は、金融・資産運用業にとって魅力的な環境を整備する観点から、特定の地域において国や地域が規制改革や運用面での取組み等を重点的に実施するエリアの総称（概念上の特区）であり、金融・資産運用特区それ自体は、個別の法的根拠や制度的枠組みを有しない。

※2 「国家戦略特区」は、“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作することを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。

■ 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2. 北海道・札幌市が目指す姿（地域のコンセプト）

2023年4月15日「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」

○ G 7 大臣会合の札幌開催の機会を捉え、脱炭素を通じてエネルギーの地産地消と道内経済の活性化、日本及び世界のGXに貢献していくことについて、「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表。

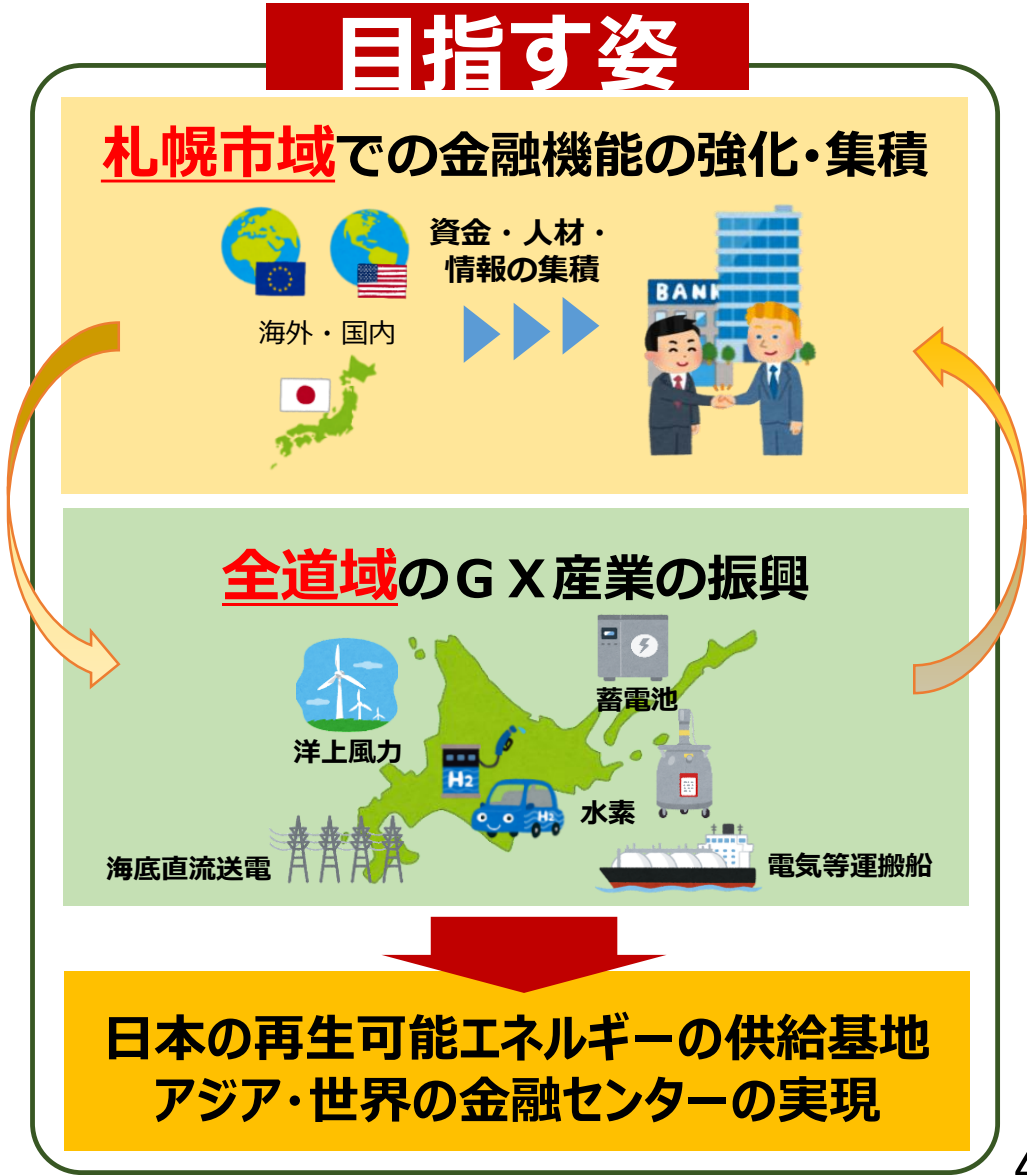


北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資
 - 国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャル
 - GX関連の大型プロジェクトが道内で進行中
- 都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街

「GX金融・資産運用特区」を通じて、目指す姿

- 「金融・資産運用特区」を活用
- 資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に集積
- GX産業のサプライチェーン構築・雇用創出
- 日本の再生可能エネルギー供給基地の構築
- アジア・世界の金融センターの実現



■ 他3都市の「金融・資産運用特区」の提案概要について

東京都

《サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ東京》

コンセプト 資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして、日本・アジア全体の成長に貢献

- 1 サステナブルファイナンスの先進都市へ
- 2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市へ
- 3 英語でビジネス グローバルスタンダードな都市へ

大阪府・大阪市

《未来社会の実現に向けたチャレンジ特区》

コンセプト グローバルスタンダードに合わせた規制改革等により、資産運用業者やフィンテック企業等を集積させ、世界と伍する国際金融都市O S A K Aを創造

- 1 海外から入りやすくする
- 2 ビジネスと生活をはじめやすくする
- 3 ビジネスを展開しやすくする
- 4 在阪企業の活動を活性化させる・府民の資産形成を向上させる

福岡県・福岡市

《スタートアップ金融・資産運用特区》

コンセプト アジア・スタートアップ・成長産業特区による規制緩和と福岡の独自施策で、福岡が金融ハブとなり、九州の成長産業やスタートアップの更なる発展に貢献

- 1 スタートアップや成長産業の育成・成長促進
- 2 資産運用業など多様な金融プレイヤーの集積
- 3 社会課題解決に資するマーケットの構築

■ 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

「Team Sapporo-Hokkaido」と連携して進める8つのGXプロジェクト

全国一の再エネポテンシャル

- 【風力発電】 全国 1 位
- 【太陽光発電】 全国 1 位
- 【中小水力発電】 全国 1 位
- 【地熱発電】 全国 2 位

洋上風力関連産業

- ・道内 **5 箇所**が「**有望な区域**」に選定。
2 箇所(浮体式)が「**準備区域**」に整理。

- | | | |
|---|-------------|---------|
| 1 | 石狩市沖 | |
| 2 | 1 岩宇・南後志地区沖 | |
| 3 | 2 島牧沖 | |
| 4 | 檜山沖 | ■ 有望な区域 |
| 5 | 松前沖 | ■ 準備区域 |

- ・全国の洋上風力案件形成目標45GWのうち、
1/3の15GWが北海道



海底直流送電

- ・日本海ルート200万kWについて
は、**2030年度を目指して整備**(GX基本方針)

＜広域連系系統マスタープラン＞

- 【必要投資額(概算)】
- ・北海道地内増強
⇒約1.1兆円

- ・北海道～東北～東京(新設)
⇒約2.5～3.4兆円

蓄電池



＜蓄電池産業戦略＞

- ・世界市場の推移
2019年約5兆円
⇒**2030年 約40兆円**【世界】

・蓄電池(系統用蓄電池や
地域マイクログリッドの蓄電池)

工場の立地

- ・風力発電の出力調整用設備として、豊富町に
世界最大規模の系統蓄電池(72万kW)を設置
(出典)北海道北部風力送電

次世代半導体



Rapidus(株)作成資料

＜半導体・デジタル産業戦略＞

- ・全世界の出荷額
2020年約50兆円
⇒ **2030年約100兆円**

- ・**ラピダス社の立地決定**
⇒総額5兆円規模の投資見込 (同社による)
⇒関連産業の立地表明が相次ぐ

電気及び水素運搬船

- ・電気運搬船建造中の**Power X社**は
室蘭市、苫小牧港管理組合とそれぞれ連携
協定を締結



SAF

- ・本邦エアラインにおいて2030年度まで
導入割合10%を目標
- ・**苫小牧市**では、全国7カ所で選定された
先進的CCSへの取組が始められており、
水素製造と合わせて、将来SAFを含む
合成燃料の製造が期待



データセンター

- ・国が九州とともに**北海道**を
デジタルインフラ整備
の中核拠点として位置づけ
- ・これまで44箇所のデータセン
ターが立地(道庁調べ)
- ・**ソフトバンクが再エネ100%のデータセンター**
の苫小牧への立地決定
- ・A I に関する実証・実装促進地域の全道展開



水素



- ・北海道電力では、**1 M W級**の水電解装置(水素発
生量200Nm³/h)などを設置
(出典)ほくでんウェブサイト



- ・**札幌市**では、環境省「脱炭素
化先行地域」で、大型車両に対
応した定置式水素ステーションの
整備など「**水素モデル街区**」
を盛り込む

- ・国が進める全国8ヶ所の水素・アンモニア**供給拠点の整備**とともに、15年間で**3兆円規模の価格差に着目した支援策**について、**道内**でも**選定**されるよう**推進**

＜水素基本戦略＞

- ・2030年導入目標300万tに加え、
2040年目標1200万t
2050年目標2000万t
- ・官民合わせて**15年間で15兆円**【全国】
のサプライチェーン投資計画を検討中

■ 北海道の再エネ導入状況

○北海道（全域）は、全国随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを有しているが、地域間の系統の規模が小さく、系統の空き容量が不足していること、また蓄電池などの調整力が足りないことから、再エネ資源を十分活用できていない状況。

○このため、海底直流送電や地内系統など送電網の整備を着実に進めるとともに、送電網の整備には多額のコストと時間を要することから、再エネ電力の需要者である**データセンター**や**次世代半導体製造拠点**の地域での立地促進、蓄電池の普及、電気運搬船の活用、水素の製造・利用などを進め、再エネの導入拡大を図る必要がある。

○**発電電力量の目標**

道では、令和3年3月に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、エネルギーの導入目標を設定。目標値は、国の導入見込みや系統接続の申込状況等から勘案し設定。目標までは、まだ半分程度であり、北海道経済の発展やエネルギーの安定化に向けて、更なる取組が必要

〈年間発電電力量〉

	全国	北海道	北海道（※2）	
	ポテンシャル（※1）		実績 （2021年度）	目標 （2030年度）
太陽光（建物型）	598,532	27,931	3,089	3,540
太陽光（土地型）	1,277,355	409,913		
陸上風力	1,262,473	636,018	1,310	4,188
洋上風力	3,460,664	1,044,343	3	3,965
中小水力	51,935	5,061	3,385	4,133
地熱	120,518	15,010	113	629
合計	6,771,477	2,138,276	7,900	16,455

（※1）REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム2023年4月）
（※2）北海道ゼロカーボン産業課 北海道省エネ・新エネ促進行動計画【第Ⅲ期】の推進状況（2023年9月調べ）より抜粋

単位（百万kWh）

目標まではまだ半分程度

■ 北海道のエネルギー収支状況

○北海道・札幌は、かつて石炭の産出地であったが、石油等へのエネルギー転換により、海外を含む道外からのエネルギー移輸入が増え、エネルギー収支（移輸出－移輸入）はマイナスの状況。

北海道：▲5,363億円 札幌市：▲2,910億円

（「環境省地域経済循環分析自動作成ツール」を用い、平成27年産業連関表等から札幌市が算出）

参考：日本のエネルギー収支 輸出額（1兆4,881億）-輸入額（26兆78億）=▲24兆5,197億

※出典：財務省「貿易統計令和5年度分」

○国内随一の再エネポテンシャル、特に、強い風が安定して吹き、潜在力が大きい「洋上風力」等を活用しながら産業集積・雇用創出を図り、電気・水素等を製造し、地域利用や道外移出等で、北海道各地域、札幌の経済を元気に。

➡ **日本、世界の脱炭素、ゼロカーボンの実現に貢献！！**



1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 **税制優遇の効果について**

3 税制優遇の検討内容について

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

(3) 税目・税率・優遇期間

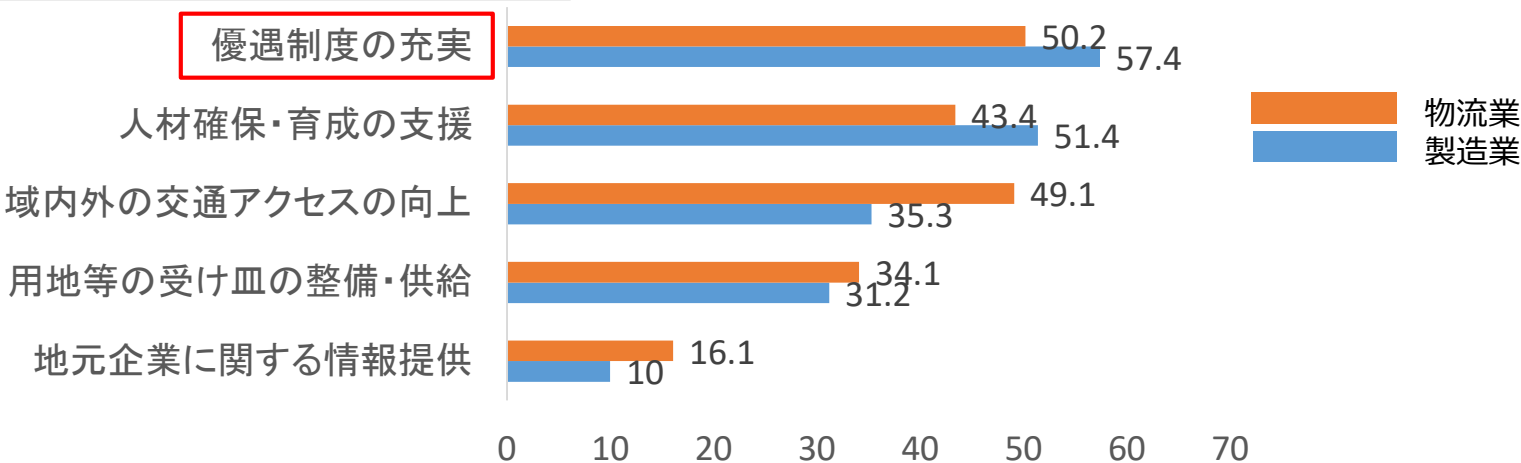
(4) 制度の実施期間

■ 税制優遇の効果の検討

- 各種アンケート調査によれば、立地選定理由として「自治体の助成」や「税の軽減」があげられており、「税制優遇」は企業誘致のインセンティブになると考えられる。
- 国においても、地方への立地施策として様々な税制優遇制度を導入している。
(例：地域未来投資促進法、過疎地域特別措置法、離島振興法、地域再生法など)

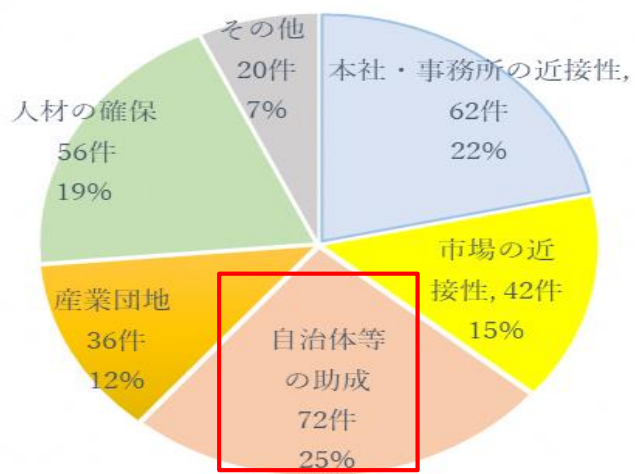
(一財) 日本立地センターによるアンケート結果 (2023年10月)

■ 国内の製造業、物流業2万社を対象に「自治体等に求める立地環境向上への取り組み」についてアンケートを実施。

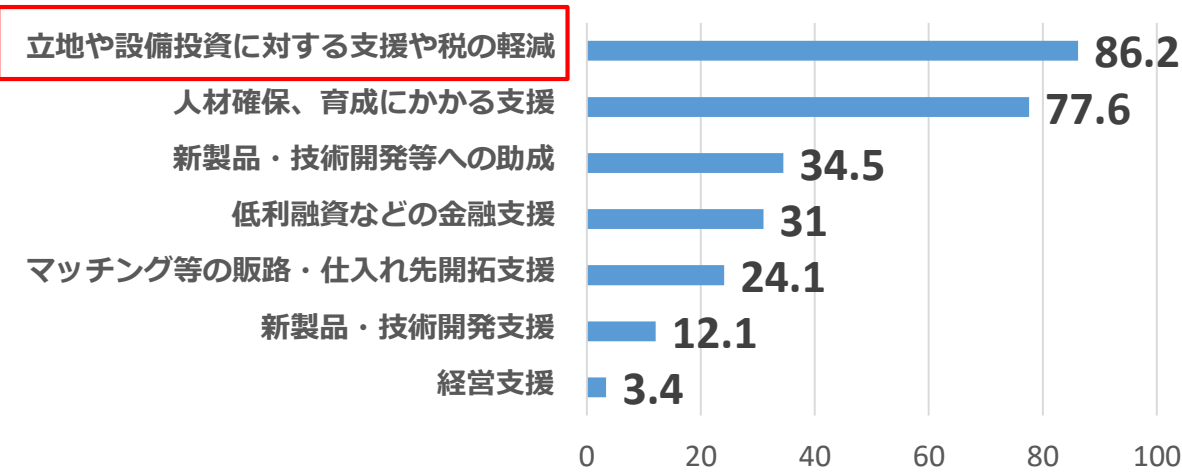


独自の税制優遇を先行して導入している自治体の実施したアンケート結果

■ A自治体 (R4年度実施)
立地した企業に対し「立地場所を選定した理由」についてアンケート実施 (回答数96件)



■ B自治体 (R4年度実施)
立地した企業に対し「必要な支援」についてアンケートを実施 (回答数58件)



1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

(3) 税目・税率・優遇期間

(4) 制度の実施期間

■ GX産業集積の対象について

「GX実現に向けた基本方針」について

○国は「GX実現に向けた基本方針」において、GXを加速させることで、エネルギーの安定供給と、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげることとしている。

○その投資の規模は今後 10 年間で 150 兆円を超えるとされており、こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「同基本方針」ではGX投資の対象として以下22分野を明示。

国GX基本方針 22分野

水素・アンモニア	水素・アンモニアの導入促進	ゼロエミッション船舶 (海事産業)	温室効果ガスを排出しない船
蓄電池	蓄電池の生産	バイオものづくり	バイオプラスチックなど
鉄鋼業	グリーンスチール	再生可能エネルギー	洋上風力、次世代太陽光など
化学産業	グリーンケミカル	次世代ネットワーク (系統・調整力)	海底直流送電など
セメント産業	カーボンリサイクルセメント	次世代革新炉	次世代革新炉
紙パ産業	製紙産業の構造転換	運輸分野	鉄道等の省エネ化など
自動車産業	EV・PHV等の次世代自動車	インフラ分野	空港、道路、ダム、下水道など
資源循環産業	リース・シェアリング、リサイクル	カーボンリサイクル燃料	SAF、合成燃料、合成メタン
住宅・建築物	省エネ住宅、木材利用	CCS	二酸化炭素回収・貯留
脱炭素目的のデジタル投資	半導体・データセンターへの投資	食料・農林水産業	農業機械等の電化、クレジット活用など
航空機産業	次世代航空機	地域・暮らし	脱炭素先行地域など

■ GX事業の考え方

○国が基本方針で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、以下のア～ウの3つの要件を満たす事業を本税制優遇の対象とする「GX事業」として検討。

ア 北海道の持つ再生可能エネルギーのポテンシャルを有効に活用できる分野

イ 具体の事業者が北海道において取り組むことが期待される分野

ウ 国のGX基本方針を踏まえGX関連投資を北海道に呼び込むことが特に期待できる分野

○具体的には、当面、以下①～⑨の分野の直接事業及びそれに付随するものとして装置・機械・部素材の研究・開発製造に関連する事業を対象として検討。

対象とするGX事業

①洋上風力発電

②合成燃料(S A F等)

③水素

④蓄電池

⑤次世代半導体

⑥データセンター

⑦海底直流送電

⑧電気及び水素運搬船

⑨新エネルギー※

※「新エネルギー」とは

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」において定めた太陽光、風力、中小水力（3万kW以下）、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギーや、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー等のことをいう

論点

本道の強みを最大限に活かして、GX産業の集積を図るために、必要な分野・事業の範囲として十分か

■ GX対象事業者の考え方について

- 道内外から投資を促進する観点から、道外事業者の立地優遇だけでなく、GX産業の拡大等に取り組む道内事業者も対象として検討する。
- 道内の自治体間での誘致競争を助長しないよう配慮が必要。

対象事業者	具体的な範囲・条件
A 北海道で国際競争力向上に資するGX事業の設備投資を行う事業者	<u>I 道内でGX関連事業の事務所や工場などを新設又は増設する事業者</u> ※道内で不動産（土地／建物）を取得して事業を実施する者に限る ※道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする ※償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合は札幌市内に限る ※不動産取得前に計画申請が必要 ※地元雇用を3名以上創出すること
B 北海道に進出する国際競争力向上に資するGX事業を行う事業者	<u>I 道外から道内に進出してGX関連事業を実施する事業者</u> <u>II 道内で創業してGX関連事業を実施する事業者</u> <u>III 道内でGX関連事業を新分野・新事業として実施する事業者</u> ※道内に事務所や工場などを設置して事業を実施する者に限る ※償却資産（設備）のみを取得して事業を実施する場合は札幌市内に限る ※道内の他地域への移転のみの場合は対象外とする ※不動産取得前及び事務所等登記前、法人設立登記前に計画申請が必要 ※地元雇用を3名以上創出すること
C 北海道で国際競争力向上に資するGX事業を行うスタートアップ	<u>I 道内でGX関連事業を実施するスタートアップ事業者</u> ※設立から5年以内で先進的なGX事業を行うと承認された事業者に限る ※上記B-II創業の考え方（法人設立登記前に計画の申請が必要となる）の例外として、法人設立後5年以内の申請を可能とするよう条件を緩和する ※ただし、立地等のインセンティブとならず、スタートアップ事業者への経営支援となるため、税制優遇期間（例：10年）から法人設立年数を除いた期間を優遇期間とする（例：設立2年の場合、優遇期間10年から2年を除いた8年が優遇期間） ※地元雇用を3名以上創出すること ※また、通常の道内事業者として、他の税制優遇の条件に合致すれば、そちらで申請することも可能（重複は不可）

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) **金融機能の強化集積（対象事業、事業者）**

(3) 税目・税率・優遇期間

(4) 制度の実施期間

■ 金融機能の強化集積について

- GX事業と金融が協働して事業化していくことが重要であり、そのためにはGX事業と資金調達の双方に精通する金融系事業者が鍵となる。
- こうしたGX関連事業への資金提供（グリーンファイナンス）や、その円滑化や効率化等に寄与する技術やサービス（フィンテック）を「GX産業集積に資する金融系事業」として対象とする。

対象とするGX事業

①洋上風力発電

②合成燃料(S A F等)

③水素

④蓄電池

⑤次世代半導体

⑥データセンター

⑦海底直流送電

⑧電気及び水素運搬船

⑨新エネルギー

資金提供

対象とする金融系事業

グリーンファイナンス：温室効果ガス排出量削減、エネルギー効率改善、再エネ活用など、GX関連事業への資金提供

フィンテック：証券投資、融資、決済、保険等にA I、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業

論点

GX事業の強化集積に資するグリーンファイナンスの対象分野・事業の範囲として十分か

■ 金融系事業の考え方

○GX関連事業への資金提供やその円滑化や効率化等に寄与する技術やサービスの提供を行う金融機能が札幌市に集積することが狙いであることから、対象とする金融系事業者は次のとおり。

- ✓ 株式や債券、投資信託など投資性のある金融商品を取り扱う事業者（金融商品取引業）
- ✓ 自然変動性のある再エネを活用するGX事業への損害保険を取り扱う事業者（損害保険業）
- ✓ I T 技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業者（フィンテック）

考え方	対象
【グリーンファイナンス】 GX関連事業への資金提供を行う金融機能の札幌市への集積を図るため、株式や債券、投資信託など投資性のある金融商品を取り扱う事業及び自然変動性のある再エネを活用するGX事業への損害保険を取り扱う事業を対象事業とする。	金融商品取引業 （例：証券会社、クラウドファンディング事業者、投資顧問業者、アセットマネジメント、ベンチャーキャピタルなど）
	損害保険業（例：損害保険会社）
【フィンテック】 GX関連事業への資金提供の円滑化や効率化等に寄与する技術やサービスの提供を行う金融機能の札幌市への集積を図るため、I T 技術を用いた革新的な金融サービスを提供し金融機能向上に資する事業を対象事業とする。	フィンテック ※概ね以下11のサービス分野に該当するものを対象 （決済・送金、融資・ローン、会計・財務、PFM個人財務管理、個人資産運用、保険、セキュリティ、金融情報、暗号資産、ソーシャルレンディング、クラウドファンディング）

論点

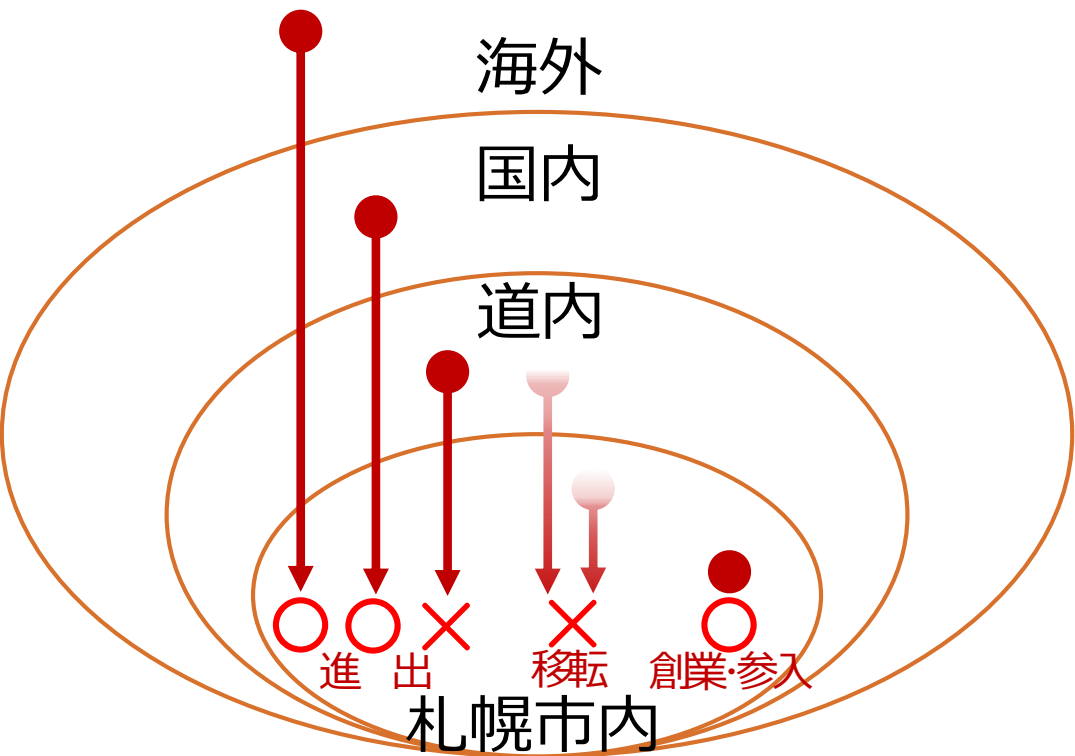
GX産業の集積に資する金融系事業者の範囲として十分か

■ 金融対象事業者の考え方について

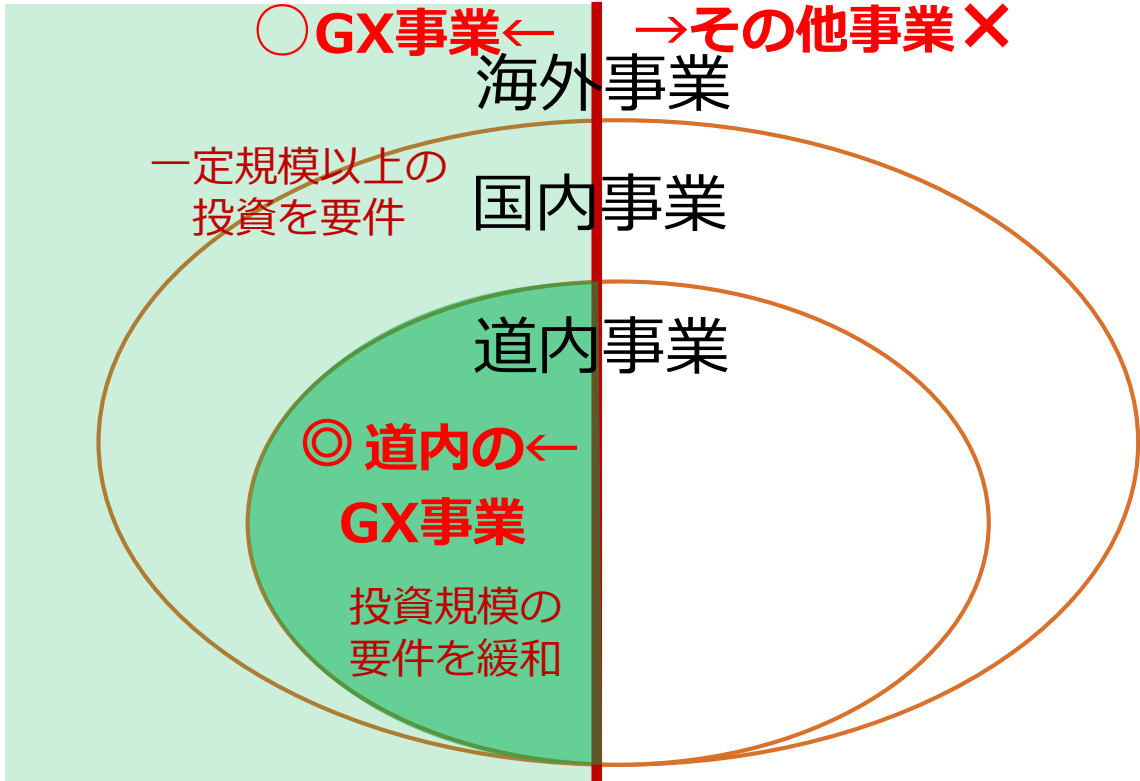
- GX事業に活用される資金を呼び込む金融機能が札幌市に集積することが狙い。
- GX事業に精通する金融系事業者を誘致し、当該企業が呼び込むGX資金が道内のGX事業に効果的に活用されることが狙い。

対象事業者	具体的な範囲・条件
D 札幌市に進出するGX産業 集積に資する金融系事業者	I 道外から札幌に進出してGX関連の金融商品や金融サービスなどを行う事業者 II 札幌で創業してGX関連の金融商品や金融サービスなどを行う事業者 III 札幌でGX関連の金融商品や金融サービスなどを新分野・新事業として実施する事業者 ※札幌市内に事務所等を設置して事業を実施する者に限る ※なお、道内の他地域や、札幌市内から市内への移転により事務所等を設置する既存の金融系事業者は対象外とする ※新規雇用または札幌圏に転入した正社員3人以上

事業所の所在地



資金提供先のGX事業の所在地



論点

対象事業者の考え方や具体的な範囲等の設定は適切か

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

(3) 税目・税率・優遇期間

(4) 制度の実施期間

■ 特区として先行する他都市の税制優遇の事例

○競合する他都市との比較において、見劣りしない内容とすることが必要

○特区として先行する他都市の事例では経営支援を目的として「法人事業税」「法人住民税」「事業所税」、
初期投資を目的として「不動産取得税」「固定資産税」「都市計画税」を控除する例が見られる。

	対象	対象税目、税率及び措置年数					
		都道府県税			市税		
		法人事業税	法人都道府県税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税 都市計画税
大阪府・大阪市 「大阪府（市）金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府（市）民税及び事業税の課税の特例に関する条例（施行日：2023年11月）」	日本初かつ大阪市内に初進出の 金融系外国企業	1～10年目 最大全額控除	【均等割】 1～10年目 全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	【均等割】 1～10年目 最大全額控除 【法人税割】 1～10年目 最大全額控除	×	×
大阪府・大阪市 「大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税及び不動産取得税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年11月）、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（施行日：2012年12月）」	大阪府「成長特区」内で以下いずれかの事業を行う法人 ・ 新エネルギー ・ ライフサイエンス	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【均等割】 1～5年目 全額控除 6～10年目 2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	最大全額控除	【均等割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【法人税割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	【資産割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除 【従業者割】 1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除	1～5年目 最大全額控除 6～10年目 最大2分の1控除
福岡市 「福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進に関する条例（施行日：2017年4月）」	以下の分野で革新的な事業を行う、 法人設立から5年以内のスタートアップ法人 ・医療 ・一定のIOT ・先進的なIT	—	—	—	【均等割】 × 【法人税割】 最大5年間 最大全額控除	×	×

■ 既存税制優遇の状況

○既存の税制優遇を最大限に活用し、カバーされない分を今回の税制優遇で措置（札幌市は、地域未来投資促進法、地域再生法が対象）

制度によって地域や企業の規模、産業分野、税目などが決まっており、支援を得られない事業者がいる

根拠法		地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島振興法	原発等立地地域振興法
対象地域		基本計画を策定した62市町村	全道(全市町村の一部区域のみもあり)	対象地域153市町村（うち 148 ）	6町（奥尻、羽幌、礼文、利尻、利尻富士、厚岸）	3市町村（泊、北斗、七飯）	4町村（共和、岩内、泊、神恵内）
適用要件	取得額	土地・建物の合計取得額が1億円超	3,800万以上	500万以上	3,800万以上	500万以上	2,700万円超
	雇用	基本計画に定めた要件を満たすこと	—	—	—	—	15人超（製造業以外）
	その他	基本計画に定めた高い付加価値額を上回ること 国による課税特例の確認が必要（設備投資額等の要件あり）	首都圏からの本社移転等（事務所、研究所、研修所のみ）				
優遇措置	税目	— 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税	法人事業税 不動産取得税 道固定資産税
	期間	3年 ※各法で定められている減収補填の期間と同一の期間が道の課税の特例期間として定められている					
	減収補填	課税免除額の75%について、地方交付税による減収補填あり					
対象		自治体が計画策定 設備投資額が前年度の減価償却費の20%以上であること	自治体が計画策定	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業

（参考）道税の課税の特例条例に基づく課税免除実績（令和4年度）

課税免除等額	地域未来投資促進法	地域再生法	過疎法	離島振興法	半島法	原発立地振興法	計	割合
個人事業税		—	82,977	—	—	—	82,977	7.5%
法人事業税		2,344	20,554	—	—	—	22,898	2.1%
不動産取得税	774,799	35,934	178,702	—	6,379	—	995,814	90.4%
計	774,799	38,278	282,233	—	6,379	—	1,101,689	100%
割合	70.3%	3.5%	25.6%	—	0.6%	—	100%	—

【出所】令和5年（2023年）版北海道税務統計（総務部財政局税務課）

■ 税目・税率・優遇期間について

対象税目

	道税			札幌市税			
	法人事業税	法人道民税	不動産取得税	法人市民税	事業所税	固定資産税	都市計画税
A 設備投資※1	×	×	○	×	×	○	○
B 事業展開※2	○	○	設備投資を行う場合対象	○	○	設備投資を行う場合対象	設備投資を行う場合対象
C スタートアップ※3	○	○	設備投資を行う場合対象	○	×	設備投資を行う場合対象	設備投資を行う場合対象
D 金融※4	○	○	×	○	○	×	×

・法人事業税：既存制度では、対象外の地域、期間が3年間であること
・法人道民税：既存制度では、対象とされていない税目であること
・不動産取得税：既存制度では、企業の規模によっては、対象外となる場合があること。

※1設備投資：北海道で国際競争力向上に資するGX事業の設備投資を行う事業者
※2事業展開：北海道で国際競争力向上に資するGX事業を行う事業者
※3スタートアップ：北海道で国際競争力向上に資するGX事業を行うスタートアップ
※4金融：札幌市に進出するGX産業集積に資する金融系事業者

税率・優遇期間

【法人事業税・法人道民税・法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税】

(案1) 10年間最大全額控除

○：企業誘致効果が最も高い（全国ナンバー1） ×：税收減への影響が最も大きい

(案2) 10年間（1～5年間最大全額控除、6～10年間最大2分の1控除）

△：企業誘致効果が案1に劣り、財政への影響は中程度

(案3) 5年間最大全額控除

○：他2案と比べ税收への影響が最も少ない ×：他2案と比べ誘致効果が最も低い

【不動産取得税】

取得時全額控除（初期投資支援として立地補助金などがあり、それに加えて支援が必要か。）

※最大とは、事業の割合に応じて算出

論点

他県や既存の優遇制度を踏まえ、どれが最も効果的な優遇内容と考えるか

1 北海道・札幌「GX金融・資産運用特区」について

2 税制優遇の効果について

3 **税制優遇の検討内容について**

(1) GX産業集積（対象事業、事業者）

(2) 金融機能の強化集積（対象事業、事業者）

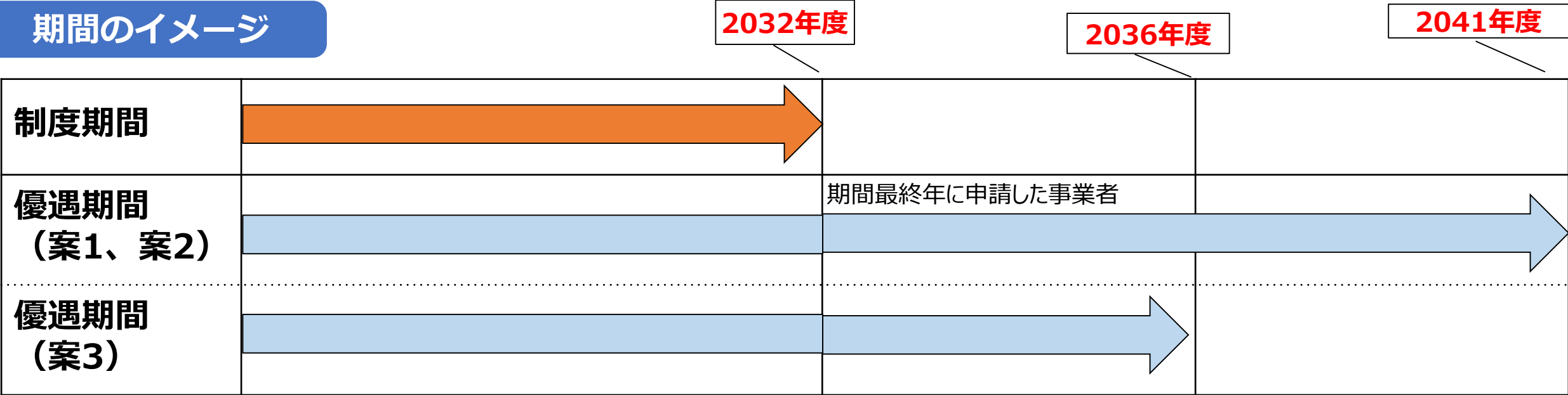
(3) 税目・税率・優遇期間

(4) 制度の実施期間

■ 制度の実施期間

○国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとし検討する。

期間のイメージ



制度期間：事業者が控除の申請を行うことができる期間

優遇期間：事業者が控除を受けることができる期間

案1：10年間最大全額控除

案2：10年間（1～5年間最大全額控除、6～10年間最大2分の1控除）

案3：5年間全額控除

（他都市の例）

- ・大阪府の金融系外国企業等に係る地方税の課税の特例は、大阪府「国際金融都市OSAKA戦略」の期間（2025年度）まで
- ・福岡市「スタートアップ法人減税」は国家戦略特区、大阪府「成長特区税制」は、成長特区における課税の特例措置の期間（2025年度）まで

（道の計画）

- ・北海道ゼロカーボン推進計画（2030年度）まで
- ・北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第III期】（2030年度）まで

論点

2032年度までの制度実施期間は適切か